

平成 3 1 年
第 1 回定例会（2 月議会）
建設委員会
提出資料
（当初予算関係）

【予算・議案関係資料】

出 納 局

目 次

資料 1	未利用県有財産の売却について	1
		(財産活用課)
資料 2	本庁舎他空調設備熱源更新工事について	2
		(財産活用課)
資料 3	秋田県行政財産使用料徴収条例の 一部を改正する条例案について	3
		(財産活用課)

未利用県有財産の売却について

平成 31 年 2 月 14 日
財 産 活 用 課

1 目 的

未利用となっている県有財産について、その解消と財源の確保を図るため、用地測量や不動産鑑定評価などを行い、県民・不動産事業者への積極的な情報提供・PR等により売却を推進する。

2 平成 31 年度売却予定財産

(1) 新規入札分

No	名 称	所 在 地	土 地 (㎡)	建 物 (㎡)
1	旧農業試験場跡地	秋 田 市	4,199.01	—
2	警察職員公舎跡地	北秋田市	1,151.43	479.12
3	県職員公舎跡地	湯 沢 市	633.32	—
計			5,983.76	479.12

(2) 再入札分

地 区	名 称	件数(件)	土 地 (㎡)	建 物 (㎡)
県 北	県職員公舎跡地(能代市)ほか	6	12,403.50	—
中 央	男鹿海洋高校職員公舎跡地(男鹿市)ほか	2	392.55	—
県 南	大曲高校職員公舎跡地(大仙市)ほか	10	5,251.04	—
計		18	18,047.09	—

※ 上記の他、土地 14 件(うち建物付 3 件)、総面積 5,577 ㎡について、
先着順により売却

3 事業費

- ・売却手続経費 15,384 千円(用地測量費、不動産鑑定料等)
- ・情報提供・PR 費 3,311 千円(売却案内チラシ作成及び新聞折込料等)

(参考) これまでの売却実績

年 度	件数 (件)	売却総額 (百万円)	主 な 売 却 物 件	所 在 地	売却金額 (百万円)
H26	18	400	東京事務所職員南台公舎 旧米内沢高校跡地	東京都 北秋田市	163 80
H27	13	98	旭川ダム管理事務所職員公舎跡地 角館高校職員公舎	秋田市 仙北市	19 12
H28	10	113	大曲農業高校職員公舎跡地 能代工業高校職員公舎跡地	大仙市 能代市	13 10
H29	12	108	教育庁職員公舎・秋田高校職員公舎 大曲工業高校職員公舎	秋田市 大仙市	16 12
H30	7	204	教育庁総務課職員公舎 旧農業試験場跡地	秋田市 秋田市	48 82

本庁舎他空調設備熱源更新工事について

平成31年2月14日
財 産 活 用 課

1 概 要

本庁舎及び秋田地方総合庁舎の冷暖房設備は、平成8年度の更新から22年が経過し、設備全体の劣化が進んでおり、故障による冷暖房停止のリスクが高まっているため、熱源設備等を更新する。

また、工事期間が2か年にわたるため、債務負担行為を設定する。

2 事業内容

(1) 工事内容

本庁舎及び秋田地方総合庁舎に係る空調熱源設備の機器等を更新

主な更新機器：冷温水発生機、冷却塔、空調用ポンプ等

(2) 工事期間

平成31年11月から平成32年6月まで（予定）

(3) 事業費

300,623千円

平成31年度 120,063千円

平成32年度 180,560千円（債務負担行為限度額）



(冷温水発生機)



(冷却塔)

秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案について

平成 31 年 2 月 14 日

財 産 活 用 課

1 改正理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）による消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の一部改正及び秋田県県税条例の一部を改正する条例（平成 25 年秋田県条例第 40 号）の一部の施行に鑑み、行政財産の目的外使用に係る使用料の額を引き上げる必要がある。

2 改正内容

消費税及び地方消費税の税率が 8 % から 10 % に引き上げられることに伴い、次の使用料の額を改正する。

（1）建物又は工作物の使用に係るもの

公有財産台帳価格の 8 / 100 に消費税 10 % 分を加えた額

（2）土地の使用のうち使用期間が 1 月未満のもの

公有財産台帳価格の 4 / 100 に消費税 10 % 分を加えた額

3 施行期日等

（1）平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（2）条例の施行に関し所要の経過措置を規定する。